

令和3年3月25日会議概要

第1 日時

令和3年3月25日（木）午前9時30分から午前11時15分までの間

第2 出席者

平林委員長、渡部委員、森委員、森田委員

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、京都市警察部長、情報通信部長

《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 警察本部報告

(1) 感染症対策を徹底した術科訓練の実施について

警務部長から、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した警察学校及び警察署における術科訓練の実施要領について報告があった。

委員から、「コロナ禍により逮捕術等の術科訓練が制限を受け懸念していたが、工夫を凝らして充実した訓練ができるよう、積極的に進めていただきたい。」旨の発言があった。

他の委員から、「基本的に警察官の術科訓練は必須であり、当然、府民を守るとともに自分自身も守らなければならないので、しっかりと訓練していただきたい。そもそも、訓練をする警察官に感染者がいなければ、どんなに激しい訓練をしても、そのことで感染することはないが、他方で知らないうちに感染する可能性も捨て切れないので、日常の訓練での対策も疎かにせずしっかり気を付けて、感染予防に努めていただきたい。」旨の発言があった。

他の委員から、「Withコロナにおいて、府民の安全・安心を守るため、警察官自身の身を守るレベルを落とさないよう、適切な術科訓練をお願いしたい。」旨の発言があった。

(2) 塾講師による京都府迷惑行為等防止条例違反被疑事件の検挙について

生活安全部長から、向日町警察署は、令和3年3月2日、学習塾の女子トイレにカメラを設置し、少女の動画を盗撮するなどした塾講師の男を京都府迷惑行為等防止条例違反で検挙したことについて報告があった。

委員から、「非常に機微に触れる問題で、被害児童の心のケアが大事だと思われる。また、被害児童が世間に特定されるようなことがないようにすることも、大事と思われる。」旨の発言があった。

(3) 覚醒剤取締法違反事件における無罪判決について

刑事部長から、平成29年8月に覚醒剤取締法違反により検挙した事件に関し、令和3年3月19日、京都地裁が強制採尿の手続きに重大な違法があるとして、無罪としたことについて報告があった。

(4) 性犯罪における代表者聴取の試行について

刑事部長から、知的障害や精神障害などがある性犯罪被害者を対象に、検察と警察が連携し、一括して被害状況を聞き取る「代表者聴取」を、令和3年4月から京都を含む全国

13の都道府県で試行実施することについて報告があった。

委員から、「代表者聴取は警察がすることになるのか。」旨の質問があり、刑事部長から、「検察の方が多くなるとは思われるが、個別にその都度、協議することになっている。」旨の回答があった。

(5) 特定抗争指定暴力団の指定期限の延長について

刑事部長から、京都府公安委員会の指定に係る、指定暴力団六代目山口組及び指定暴力団神戸山口組を対象とした特定抗争指定の期限を延長する必要性について説明があり、審議の上、延長を決定した。

(6) 国道372号等の交通規制の見直しについて

交通部長から、国道 372号の道路改良に伴い、一部区間を最高速度50キロメートル毎時の指定や地元の要望を受けゾーン30の設定、道路拡幅による自転車の専用通行帯の確保により、交通の安全と円滑を図ることについて説明があり、審議の上、決定した。

委員から、「地元住人の要望は、府議会でも議員は関心を持っておられ、現地の状況についても質問があるので、適切に対応していただきたい。」旨の発言があった。

(7) 電線共同溝整備道路の指定について

交通部長から、道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とし、京都府長岡京市内の主要地方道の一部を電線共同溝整備道路に指定することについて説明があり、審議の上、決定した。

(8) 福井県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備部長から、警察法第60条第1項に基づく福井県公安委員会からの援助要求について報告があった。

委員から、「特別派遣については、ご苦労さまです。よろしくお願ひしたい。また、原発の警備体制の不備に関して、派遣した警察官に責任が及ぶことがないようにしていただきたい。」旨の発言があり、警備部長から、「派遣する隊員が、不審者・不審物件だけでなく、警備する施設の不備な点を発見すれば報告するよう指導する。」旨、本部長から、「委員ご指摘のとおり、派遣される身分ではあるが、警察官として警備体制の不備を問われないよう、改めて派遣する警察官に指導する。」旨の回答があった。

他の委員から、「誠実に任務を遂行していただきたい。」旨の発言があった。

(9) 本部長総括報告

本部長から、「新体制となり、引き続き、委員の皆様には、京都府警察に適正な管理をしていただけるよう、業務を推進してまいりたい。今後とも警察事務に関して、府の有識者の目線で疑問等あれば遠慮無く、ご指摘願ひたい。

本日、無罪事件について報告したが、裁判所からの指摘については重く受け止めなければいけないと考えている。今回の事件は、薬物使用の事実は明らかであるが、捜査手続きの不備があり無罪となったもので、現に犯罪を犯していた者が罪に問われない結果となった。今後、そのようなことにならないよう、現場捜査員だけでなく、事件捜査を管理する立場にある幹部に対しても、しっかりと教養を徹底してまいりたい。」旨の発言があり、委員長から、「本部長には、着任以来、公安委員会の運営に関して、双方向の議論ができる体制を定着していただいている。引き続き、新鮮な気持ちで意見や質問をさせていただく。今後とも、適正な公安委員会の運営に協力いただきたい。」旨の発言があった。

2 個別報告

当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。

3 決裁

公安委員会宛て苦情等申出について（受理1件・処理1件）

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛ての苦情等申出に関して、受理1件の報告が行われ、処理方針が決定された。また処理1件については調査結果及び通知案の説明があり、審議の上、通知内容を決定した。

4 聴聞

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、審議の上、9件の行政処分を決定した。